

国民健康保険 国民年金

問合先 国保年金課

平成31（令和元）年度

保険料率が決まりました

国民健康保険

平成31（令和元）年度 国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	平成30年中の基準総所得金額に対して	8.57%	2.69%	2.58%
均等割	被保険者1人あたり	29,713円	9,249円	19,134円
平等割	1世帯あたり	31,799円	9,898円	—
賦課限度額	58万円	19万円	16万円	

平成30年度から都道府県と市町村がともに保険者となり、都道府県が財政運営の責任主体となることで、安定的な財政運営や効率的な事業運営において、府中心的な役割を担うこととなりました。また、保険料率は府内で同じ世帯構成・所得水準であれば同じ保険料となるよう、府

■低所得者世帯に対する
経過措置



国保広域化前（平成29年度）の保険料率と比較すると、標準保険料率は所得割の合計率が減少となっているものの、均等割・平等割額が増額となつており、

■普通徴収

納付書や口座振替で納付しま



が統一した市町村標準保険料率となっています。
平成31年度の国民健康保険料の料率は、別表のとおりです。

【介護分保険料】

40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料があわせて賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人は、40歳到達月の翌月に介護分保険料が加算され、納付する保険料が変更となります。
来年3月までに65歳に到達する場合は、到達月の前月までの介護分保険料を10回の納期に分割し納付通知書に含めています。

■納付通知書を6月中旬に送付 【特別徴収（年金天引き）】

次の条件をすべて満たす場合は、原則として世帯主の年金から保険料を天引きします。

対象条件

- 世帯主が国民健康保険加入者で今年度中に75歳に到達しない
- 国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の世帯である
- 世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給している場合は、年金の合計が年額18万円以上でも特別徴収にならないことがあります。また、特別徴収対象でも介護保険料の決定により、特別徴収から普通徴収に変更となる場合があります。

全体的に保険料負担が増加する低所得者世帯に対しても、急激な保険料負担の増加を抑制するため本市独自の経過措置減免を実施します。

※詳しくは当初納付通知書に同封の「泉佐野市国民健康保険料について」のチラシをご覧ください。

■納付期限内に納めてください。
月（全10回）です。全納と各期別の納付書（単票式）を納付通知書に同封しています。納付前に全納分か各期分かを確認し、必ず納付期限内に納めてください。
□座振替で納付している場合は、指定□座の残高確認をお願いします。

国民健康保険料の納付

■ 納付は必ず納期限内に
保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金をあわせて納めていただくことになります。

また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押えることもあります。保険料は納期限内に納めましょう。

便利な口座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則、口座振替での納付をお願いしています。口座振替による保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。

納付相談を受け付けています

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、早めに相談してください。次の事由に該当する場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

【減免事由（府内統一基準）】

①災害により居住する住宅について著しい損害をうけたとき

阪泉州農業協同組合、近畿労働

金庫は除く
※一部取り扱いできないカードもありますので、詳しくは問い合わせてください。

コンビニで納付できます

バーコード付の納付書であれば、納付書裏面に記載したコンビニで、曜日や時間を気にせずに納付することができます。

次のような納付書は

コンビニで利用できません

- バーコードが無い
- 金額が訂正されている
- 傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない

● 1枚の金額が30万円を超えて

いる

※これらの納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用してください。



②事業の休廃止、失業などにより、所得が著しく減少したとき
※減少後の所得に基づき算出される保険料額が、賦課限度額を超えている場合を除く

③被保険者が刑事施設、労役場などの施設に拘禁されたとき
④被保険者の資格取得日において65歳以上の人で、資格取得日前に各被用者保険などの被保険者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった人に限る）の被扶養者であった人

国民年金の任意加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人（60歳未満の老齢・退職年金の受給権者除く）は、国民年金に加入し保険料を40年間納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

しかし、国民年金に加入しなかった期間・保険料を納め忘れた期間・免除された期間があるために、満額の老齢基礎年金（平成31〔令和元〕年度 780,100円）を受けることができない人や、年金を受けるための必要な期間（＊）を満たしていない人で、次のいずれかに該当する場合は申請日から任意加入することができます。

①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人 ※老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は除く
②60歳未満の老齢（退職）年金受給者

③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
④日本国内に住んでいる65歳以上70歳未満の人

⑤海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人

※④⑤については昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢（退職）年金を受けるために必要な期間を満たしていない人に限る

必要なものマイナンバーカード（通知カード）または年金手帳（基礎年金番号通知書）、預貯金通帳と届出印（任意加入時の保険料の納付方法は原則口座振替）

※戸籍謄本などが必要な場合もあります。詳しくは問い合わせてください。

問合先 国保年金課

(*) 必要な期間…保険料を納めた期間と免除（一部免除は納付期間）された期間を合計して原則10年以上

